

地域農業担い手への農地集積と多様な担い手の育成

要約

- ・農地のマッチング活動により、大規模経営体や集落営農組織、新規就農者等への農地集積を推進。
- ・高収益作物への転換等の農業振興施策を集中的かつ優先的に行う特定農業振興ゾーンの設定を推進。
- ・人・農地プランの作成支援等により、地域農業の担い手なる集落営農組織・法人等を育成。

現状(背景)と課題

- ・農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加を懸念。
- ・集落営農組織や法人など地域農業を担う多様な担い手を育成することが必要。



目標

- ① 農地マネジメント推進
 - ・農地中間管理事業による集積面積
220ha → 240ha
 - ・特定農業振興ゾーン地区
候補地区無し → 設定計画作成 1
- ②多様な担い手育成
 - ・集落営農組織数 18 組織 → 24 組織
 - ・集落営農法人数 5 法人 → 6 法人
 - ・農地集積法人数 14 法人 → 15 法人
 - ・実質化した人・農地プラン数
5 地区 → 20 地区

活動内容

- ① 農地マネジメント推進
 - ・農地マネジメントチーム会議、連携活動(延 64 回)
 - ・特定農業振興ゾーンの市町・地域間調整(各市町)
- ②多様な担い手育成
 - ・集落座談会や研修会の開催(9 地区 9 回)
 - ・補助事業や専門家派遣等による法人経営支援活動 (5 法人 7 回)
 - ・実質化された人・農地プランの作成支援活動 (10 地区)

成果

- ・農地中間管理事業集積面積は累計 239.9ha (R2: 20ha 増加)。
- ・特定農業振興ゾーンの設定計画案は2地区で作成(大和郡山形市三橋地区、平群町上庄・梨本地区)。
- ・集落営農組織は累計 20 組織 (R2:奈良市で下深川ゆいの会設立)。
- ・大規模個人経営体の法人化等により農地集積法人は累計 15 法人 (R2:1 経営体増加)。
- ・実質化した人・農地プランは68地区が公表。



集落営農研修会



人・農地プランの話し合い

北部農林振興事務所農林普及課
 担当：担い手・農地マネジメント係 石川
 (農地マネジメント推進事業、特定農業振興ゾーン設定事業、地域農業担い手確保支援事業、奈良の意欲ある担い手育成支援事業)

普及活動のポイント

①農地マネジメントの推進

- ・農地マネジメントチーム（市町担当課・農業委員会事務局、農地中間管理機構、県担当課）内での情報共有
- ・市町担当課と特定農業振興ゾーン候補地区を抽出後、地区農業者との意見交換会や自治会等への説明会の実施により、ゾーン設定に関する合意形成と地区の将来像(目指す方向)を明確化

②多様な担い手の育成

- ・人・農地プランの実質化等の集落座談会では、地域農業の維持の一つの手段として集落営農組織について情報提供。
- ・奈良県農業経営者サポート協議会と連携し、経営改善のための専門家派遣を実施。

対象の変化

- ・人・農地プランの実質化等の話し合いを通じて、地域全体で地域の農地を維持する機運が生まれ、集落営農組織化、新規就農者の受入、地域内外の担い手への農地集積など地域農業を維持する取り組みを行う地域がでてきた。
- ・農作業受託から農地中間管理事業による転貸への移行がすすみ、大規模経営を行う法人経営体が増加した。
- ・次年度、2地区に特定農業振興ゾーンを設定する見込み。

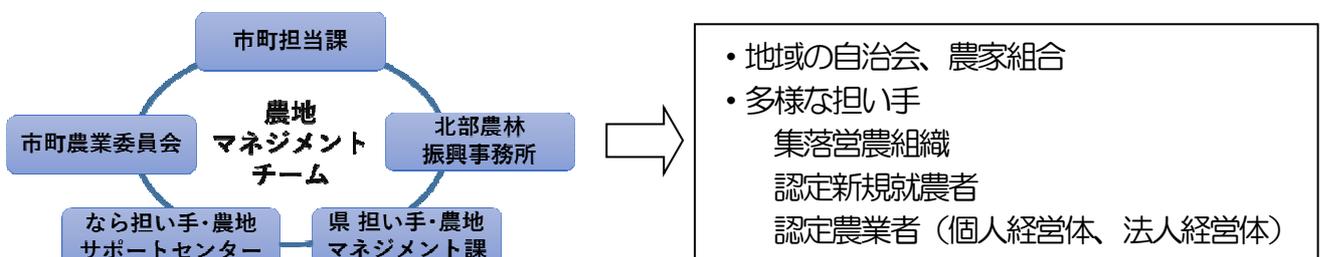
対象者からのコメント

- ・実質化された人・農地プランの実行に際して専門的なアドバイスや、地域農業を担う法人等経営体の効率的かつ安定的な経営の確立に資する支援を期待。
- ・特定農業振興ゾーンの設定による将来の地域農業の発展のため、ソフト面およびハード面の支援を期待。

これからの活動ビジョン

- ・実質化された人・農地プランの実行により、集落営農等の担い手育成と農地集積・集約化の推進。
- ・地域農業の発展の核となる効率的かつ安定的な農業経営体の育成。
- ・特定農業振興ゾーンの活用による地域における農業産出額の増加。

活動体制



用語解説

【農地中間管理事業】

農地中間管理事業法第2条第3項に規定。農地所有者から農地借り受け、その農地を農地利用者に転貸する事業のこと。農地中間管理機構が実施する。

【集落営農】

地域内の農家が農業生産を共同で行う営農活動をいう。地域の実情に応じてその形態や取り組みは多様である。